

2020年4月21日

在学生・保証人の皆様

明治学院大学
学長 村田 玲音

新型コロナウイルス禍に対する明治学院大学の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が出され、感染の拡大とそれに伴う医療崩壊を阻止する努力がなされております。これまでの社会生活が制限され、私たちはできるだけ自宅に留まることを余儀なくされています。こうした中、明治学院大学ではオンライン授業により、2020年度春学期の授業を始めることになりました。教職員は、遠隔授業であっても例年と変わらない教育を実現できるよう、様々な取り組みを行っております。

学生ならびに保証人の皆さまも、学業を続けるにあたり、様々な困難に直面していることと存じます。本学では、学生がスムーズに勉学に取り組むことができるよう、次のような対応を行うことといたします。

1. 別途お知らせしておりますように、遠隔授業を実施していくにあたり、本学では学生各自によるオンライン環境の整備をお願いしております。インターネット環境の整備、パソコン、周辺機器、といった準備が必要になります。そのための経費負担を少しでも軽減し、学修環境全般を整えていただくための緊急支援として、奨学金積立額より在学生全員に一人当たり一律 50,000 円を支給いたします。(具体的な支給方法については、おっってお知らせいたします)
2. 新型コロナウイルスの影響で(雇用の喪失や収入の急減など)家計が急変し、勉学の継続に支障をきたした方を対象にして、特別な奨学金による救済措置を検討しております。詳細が決まり次第、速やかに皆様にお知らせいたします。
3. 4月末日を納入期限とした2020年度春学期学納金の納入につきましては、納入期限を5月末日まで延長いたします。(状況によっては再度の延長も考えます)すでに納入していただいた方には、お知らせが遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

4. 明治学院大学では、オンライン授業の期間があっても、例年と変わらない質とレベルを保った教育を行うことを第一に考えております。当分の間、対面授業ができないという制約がありますが、そうした中でも明治学院の目指す教育をできるかぎり続けていくことが、本学に求められていると考えます。本学では「授業料」「施設費・設備費」については、これを単なる「個々の教育サービスに対する対価」や施設、設備の「利用料」とみなす考え方には立っておりません。新型コロナウイルス禍が終息するまで、オンライン授業によって教育の質を維持すると同時に、キャンパス、施設、設備の維持管理にも万全を期す所存です。

したがいまして、現時点で「授業料」「施設費・設備費」の返還ならびに減額は考えておりません。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今後の情勢の変化に伴い、上記内容に変更が生じる場合があります。その際は、ホームページ等でお知らせいたしますので、引き続き情報のご確認をよろしくをお願いいたします。

末筆になりましたが、今回の新型コロナウイルス禍においては、感染しないこと、そして自分たちが感染源にならないことがなによりも重要です。皆様ご自身、どうか健康に留意され、今回の新型コロナウイルス禍を皆で乗り越えることができることを願っております。

以 上